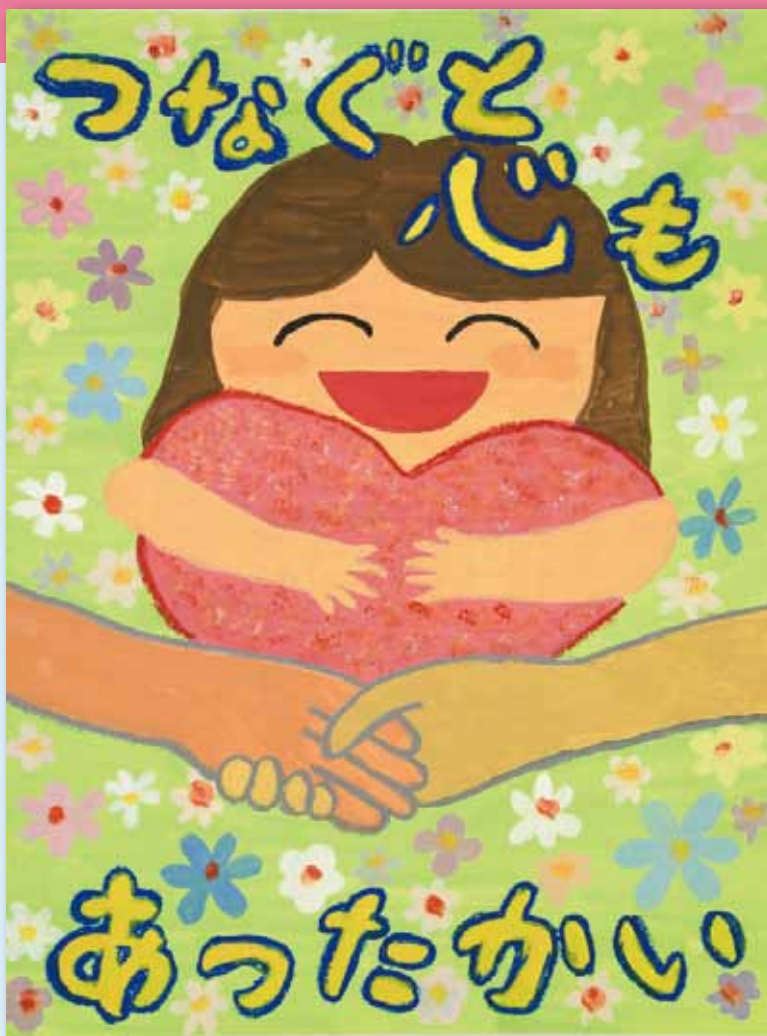


平成30(2018)年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ

じんけん みんなでいっしょに考えよう



別府市立上人小学校 3年
廣畑 ひろはた
ひろはた
ひろはた

別府市長賞

平成29年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

「ヒューマンライツ」の作成にあたって

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を、まず大人が身につけ、さらに子どもたちにも身につけさせるために、学校・家庭・地域が連携し、育てていくことは、私たち大人の責任でもあります。

今回の「ヒューマンライツ」は、「部落差別解消推進法」を中心に、2016(平成28)年に施行された差別の解消をめざす3つの法律について、作成しました。

わたしたち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

別府市

差別の解消をめざす 3つの法律をご存じですか？



「障害者差別解消法」

2016(平成28)年4月1日スタート

(正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)

! こんなことが起きています
(内閣府リーフレットより)

① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

② アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、部屋を貸してくれなかった。

③ スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。



④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

⑤ 役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

「障害者差別解消法」では

「不当な差別的取扱い」の禁止(上の①②③)、「合理的配慮」の提供(上の④⑤)が求められています。

合理的配慮の具体例



意思を伝え合うために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

障がいのある人から、「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



この法律は、「障がい」はその人自身にあるのではなく、社会参加を難しくしている「社会」の側にあるという考え方に基いて作られました。この法律を広げ、進めることで、障がいのある人の意思を尊重し、障がいや個に合わせた対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

「ヘイトスピーチ解消法」

2016(平成28)年6月3日スタート

(正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)

! こんなことが起きています
(法務省が示したヘイトスピーチの例)



「本邦外出身者」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

「ヘイトスピーチ」は「憎悪表現」とも言われ、人間の尊厳を踏みにじる言葉を使い、恐怖をおおるもので、人種差別・民族差別に当たります。このような場面や言葉に接した時、ヘイトスピーチをする側の言葉や看板等の表現を鵜呑みにし、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。そのように、不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいでもあるのです。

ヘイトスピーチの不当さに気づくためには、正しい知識が必要です。在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチに関して考えてみると、子どもたちには、まず、日本と韓国・朝鮮の歴史を、一部分の時代だけでなく、豊かな文化交流を積み重ねてきた事実を知らせることが重要になってきます。

そして、現在、日本に住む在日韓国・朝鮮人の方たちの心情を知ること、ヘイトスピーチがいかに人を傷つけるものであるかを知ることができるでしょう。

「部落差別解消推進法」

2016(平成28)年12月16日スタート

(正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。**それでは、現在もなお存在する部落差別の現状とは、どういうことでしょうか。**

全国で発生している主な差別事象

☆2007(平成19)年1月 土地差別調査事件

マンション建設予定地周辺の立地条件を調査する会社が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していた事件

☆2011(平成23)年11月 戸籍謄本等の不正請求事件

司法書士らが文書を偽造し、1万件にも上る戸籍謄本等を不正取得していた事件。不正取得された戸籍謄本等は、結婚の際など差別的な身元調査に使われていた可能性があることが問題となった。

☆2015(平成27)年5月 差別文書大量ばらまき事件

1850枚にも及び悪質な差別文書が同和地区内の公営住宅などにばらまかれた事件

☆2016(平成28)年4月 「全国部落調査」復刻版出版差し止め

被差別部落の所在地や世帯数を記した戦前の調査報告書「全国部落調査」を復刻出版しようとした出版社が、裁判所から出版を差し止められた。

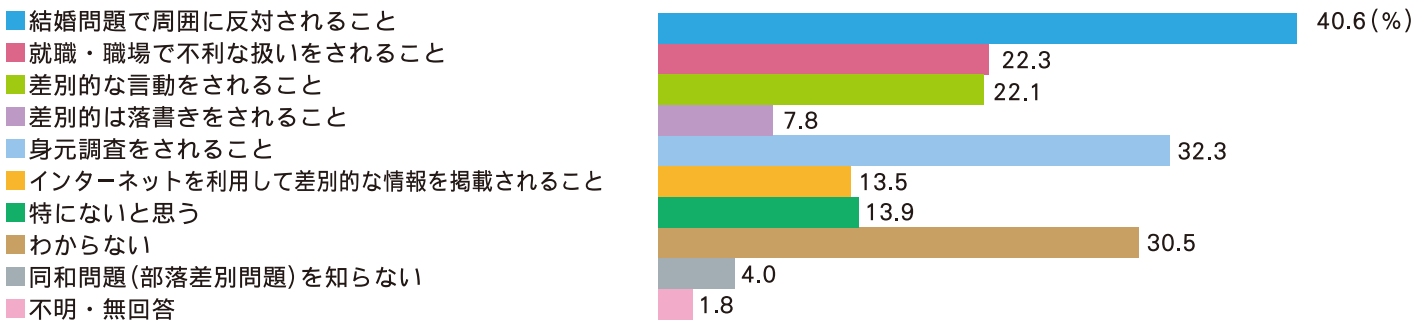
今でも全国でさまざまな差別事象が起きているんだね



市民の同和問題に関する認識

<2015(平成27)年度 別府市市民意識調査より>

Q: あなたは、同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(複数回答)



別府市が2015(平成27)年度に実施した市民意識調査の結果によると、同和問題に関して「特に問題は起きていない」と答えた人は13.9%、「わからない」と答えた人は30.5%と、合わせて44.4%で、それ以外の約半数の人は、同和問題に関して何らかの差別があることを認識しています。

Q: あなたのお子さん、または兄弟姉妹、親族(身内の方)が同和地区の人と結婚するとしたらあなたは どうしますか。あなたの考えに最も近いのはどれですか。



身内の結婚に際して、相手が「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が37.3%と一番多くなっています。しかし、「地区出身でない人がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意志が強ければやむをえない」という消極的賛成の人は25.3%、また、「絶対に反対する」が2.8%と、同和地区出身者との結婚を歓迎しない人が4人に一人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残っており、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

「結婚差別は部落差別の越えがたい壁」とよく言われますが、「そんなことを直接聞いたことはない。」という人も多くいます。結婚差別は、身内の結婚等で自分に直接関わるときに、本音となって現れてくる、深刻で重大な問題です。

どうして差別を受けたという声を聞かなくなったのでしょうか？

彼の両親や親戚に結婚を反対されて、結婚をあきらめました。でも、結婚がだめになった話は、親にはしていません。私の親も差別を受けてきたから、その話を聞けばきっと悲しむと思います。親に、そんな思いを二度とさせたくないから、黙っています。



彼女の親から、「あなたは同和地区出身だから、結婚をあきらめて。」と言われました。誰かに相談しようと思ったけれど、自分が同和地区出身者であることを知られてしまうことにもなるから…誰にも相談できません。



「親を悲しませたくない」
「差別だと相談すると、また差別を受けることになるのでは」
厳しい差別だからこそ、差別の現実を見えなくしてしまっているのです。



差別をなくすために、
私たちにできることは？



インターネットで部落差別の情報が流されていても、それを鵜呑みにしたり、拡散したりして、差別に加担する人にならない。

差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら、「差別する方がおかしい。まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立つ。

差別について知らないと、気づかないうちに差別する側になるかも。歴史や法律は難しく感じるけれど、正しく知ること、学ぶことが、差別に気づき、差別をなくす大きな力になる。

「部落差別はもうない」ではありません。差別の厳しさのため、見えにくくなっているだけです。「部落差別解消推進法」は、「部落差別が存在」すること、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」こと、「部落差別のない社会を実現することを目的とする」としています。この法律は、私たちに差別の存在を気づかせ、みんなで差別をなくしていくためにできたのです。

私たち一人ひとりが、差別をなくす一人として一歩ずつ進んでいきましょう。

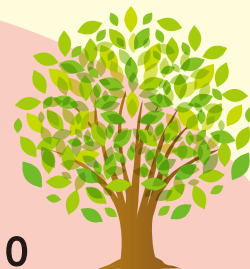


困ったときの相談窓口

みんなの人権110番

(平日8:30～17:15 受付)

ナビダイヤル 0570-003-110



ご存じですか？ 登録型本人通知制度



登録型本人通知制度とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

いつ、僕の住民票を取ったんだろう？



どうして私の戸籍を持っているの？



戸籍や住民票には、家族構成・年齢や本籍地等、多数の個人情報が含まれているのに…



身元調査や高齢者世帯への詐欺やストーカー等に悪用されたりしないか心配だな。



登録期間は
永年です

「登録型本人通知制度」に事前に登録しておけば、交付通知が届くから、すぐに確認や対応ができますよ。

登録型本人通知制度に登録しましょう

※詳しい内容は、市民課(TEL.21-1135 直通)へお問い合わせください

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。

本人・家族(同一世帯)以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

* 登録型本人通知制度が導入された背景 *

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ、それにより、家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を得ることが可能です。この法律を調査会社等が悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。

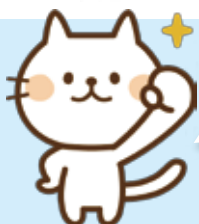
これらの事件は調査会社等が不正に個人情報を取得したことだけが問題なのではなく、他者の人権を侵害する目的で、あるいはこのような行為を人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼する人が存在することが大きな問題なのです。現在においても同和地区住民や出身者に対する根強い差別意識のもとで行われる身元調査と相通じるものがあります。

すべての人が、他者の人権を尊重していれば起こらなかったことです。

みんな
登録しよう

● 登録型本人通知制度を活用し、私たちの人権を守りましょう ●

- ① 交付通知により、不正取得が早期に発見でき、早いうちに事実を知ることができます。
- ② 不正行為が発覚する可能性が高まることから、不正を抑止する効果が期待できます。



平成29年度 別府市小・中学生「人権作文」

別府市長賞

『差別をなくすために』

鶴見台中学校 3年

伊藤 未羽

私たちが生きているこの世界には、たくさんの方が病気や障がいがあります。それは、症状もさまざまです。目が不自由、耳が不自由といった体に起こる病気もあれば、学校に来るのが苦手、友達と話すのが苦手といった心に起こる病気もあります。ですが、みんな同じ人間です。障がいがあってもなくても、みんな今を生きている人間です。

日本では昔から、病気に対しての差別が絶えません。病気だからといって、来るなど言われたり、仲間はずれにされたり、変な目で見られたり。もし、あなたが病気や障がいのある人間なら、そんなことをされても平気でいられますか？ 私なら、耐えられないと思います。なぜなら、健常者よりも懸命に生きているからです。

年々、ガン患者が増加しているのは知っていると思いますが、私も母を、中学一年生の冬に亡くしました。病気の人は、とても前向きですが、本当は、毎日毎日、死の恐怖とたたかっています。どれだけ頑張っても、治らず、進行していくばかりの病気が私は憎いです。進行性のガンは恐ろしいほどのスピードで体のあちらこちらへ転移していきます。

それと共に、抗がん剤で髪は抜けおち、外に出れば人に笑われ、それでも耐えられますか？ ずっと笑顔でいられますか？ 私は、病気の人や障がいのある人をバカにしたり、笑いものにしたりする人が許せません。

私の母が体験したできごとですが、体育大会の時に、ガンが進行していて、つえなしでは歩けなかった母に向かって、

「前の人おそいな。なんだ、障がい者か。」

と言った人がいます。母はとても落ちこんでいました。私にはなにも声をかけることができませんでした。私があの時、「障がいがあるから、なんだ。なにが悪いのか」と言っていたら、その人の病気に對しての考え方が少しでも変わっていたのかもしれない。その人にとっては、なにも考えていないたった一言だったのかもしれない。ですが、私の母だけでなく、病気の人、障がいのある人にとっては、一生かけても消えない心の傷になったのかもしれない。

病気の人たちは、毎日毎日一日でも多く生きようと頑張っています。私が好きなことばの中に、
「貴方が死にたいと思っただけで今日、昨日亡くなった誰かが死ぬ程生きたくった明日なんだよ。」

という言葉があります。私は母が辛い思いをしているところを見ていたので、母の気持ちを背負って、一生懸命、生きていきたいと思えます。

この国が病気の人、障がいのある人にとって、少しでも暮らしやすいまちなになればいいなと思います。そして、病気の人、障がいのある人に対する差別が少しでもなくなればいいなと思います。



平成30(2018)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ

*ヒューマンライツ[Human-Rights(人権)]は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会

【協力】別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市生活環境部人権同和教育啓発課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291

